

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、企業価値の向上を図るために、法令遵守はもとより、経営における透明性を高め、経営管理機能を強化することが重要な課題であると考えています。

そのために、監査役(会)設置型の経営機構を採用し、取締役会および監査役会の機能強化を中心としたコーポレート・ガバナンスの充実を図っています。

取締役会については、機動性を高め、意思決定の迅速化を図ることに主眼を置き、適正な人数で構成されるよう努めています。また、経営の健全性、業務執行の的確性の維持・向上を目的に専門的な知識や豊富な経験を有する社外取締役(3名)を招聘し、コーポレート・ガバナンスのさらなる充実を図っています。

一方、監査役会は、構成する各監査役が取締役会およびその他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を受け、聴取するなど、取締役の職務執行の監査を行っています。また、社外監査役には弁護士と公認会計士が各1名就任しており、それぞれ客観的かつ専門的な視点から監査を行っています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードのすべてを実施しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

< 政策保有に関する方針 >

真に患者さんのためになる革新的な新薬を創製するには、長期的な協力関係を維持することができるパートナー企業の存在が不可欠であると考えています。このため、当社は当該企業との事業上の関係やシナジー創出等を総合的に勘案し、企業価値を向上させるための中長期的な視点に立ち、政策的に必要と判断した株式については保有しています。

中長期的な視点から当社の企業価値の向上につながるか否かの判断については、年1回、取締役会において個別銘柄ごとに保有目的や保有に伴う便益、リスク等を検証し、当該企業との事業上の関係やシナジー創出等を総合的に勘案した上で判断し、政策保有株式全体の見直しにつなげています。なお、検討の結果、縮減を行うことになった株式については、対話により投資先企業の理解を得つつ、縮減を進めています。

当社は、政策保有株式全体の見直しの一環として、2018年度から計画的に縮減を進め、2018年3月末時点の政策保有株式(111銘柄、1,671億円)に対して、2022年3月末までに44銘柄の縮減を行い、貸借対照表計上額では1,140億円、連結純資産に占める政策保有株式の割合は17.2%となりました。今後、中長期的に同割合を10%未満とすることを目標に縮減を進めていきます。

< 議決権行使の基本的な考え方 >

議決権の行使は、画一的な基準で賛否を判断するのではなく、投資先企業の経営方針等を尊重しつつ、中長期的な視点で当社の企業価値向上につながるかどうか等を勘案し、判断を行います。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

関連当事者との利益相反性のある取引は、取締役会規則により取締役会の承認事項としています。また、取引実績については、法令に基づき適切に開示しています。

【補充原則2-4-1 中核人材の登用等における多様性の確保】

< 多様性の確保についての考え方 >

当社は、環境の変化に迅速かつ柔軟に対応し、企業価値を向上させるために、組織を構成するメンバーの属性や価値観、行動特性の多様性に対する理解を深め、その個性を認めることが重要であると考えています。また、革新的な医薬品を創出するためのアイデアの源泉としても、専門分野・性別・国籍を問わない幅広いダイバーシティの活用が必要であると考えています。

このような基本的な考えの下、採用活動を行い、ダイバーシティマネジメント研修やイノベーション人材育成プログラム等の人事施策を通じて、多様性の確保に努めています。

< 多様性の確保の自主的かつ測定可能な目標および確保の状況 >

(1) 女性社員

当社では、女性がより活躍できる環境を整備するとともに、女性雇用者数や管理職候補層の増加および女性のキャリア形成を助成する体制の構築を進めることで、次期管理職育成の風土を醸成しています。

女性活躍推進の取り組みの内容等は、当社ホームページに掲載しています。

・女性活躍推進の取り組み: <https://sustainability.ono.co.jp/ja/themes/103#933>

(2) 外国人社員

当社は、経営上の重要課題である海外展開を進める中で、プロジェクトの推進に不可欠な現地人材を海外現地法人において採用し、重要なポストに登用しています(米英韓台の現地法人の管理職の約8割)。海外現地法人は、創薬提携等のオープンイノベーションやグローバル臨床試験を推進する上で重要な役割を担っており、「グローバル スペシャルティ ファーマ」の実現のために、本社組織と一体となってプロジェクトに取り組ん

でいます。

現在、欧米における開発を自社グループで実施できる体制にするとともに、将来の販売展開を見据えて組織を強化していることから、今後現地人財の採用や管理職への登用は増加し、グループ全体として多様性が向上すると考えています。なお、当社の海外展開の段階、海外現地法人の役割や本社組織との関係性等を踏まえ、現状、当社における外国人社員の採用や管理職への登用について、自主的かつ測定可能な目標は定めていません。

(3) 中途採用社員

当社では、事業環境の変化に対応するため、技術や知識、経験を持つキャリア人財を即戦力として採用しています。特に、新たな成長の機会を迎えた2014年以降、キャリア人財を積極的に採用しており、国内全従業員に占める中途採用社員の比率は14.5%で、管理職への中途採用社員の登用比率は15.3%となっています(2022年3月末時点)。また、キャリア人財の増加や管理職への登用が進むことによって、組織風土の革新も進んでいます。

今後事業環境の変化や組織運営上の必要性等を考慮しながら、キャリア人財の採用や管理職への登用を行っていく方針であり、向こう5年程度の人員計画ではキャリア人財の増員を織り込んでいます。

< 多様性の確保に向けた人材育成方針、社内環境整備方針、その状況 >

多様性の確保に向けた人材育成方針および社内環境整備方針等は、当社ホームページに掲載しています。

・人材の育成 : <https://sustainability.ono.co.jp/ja/themes/103#931>

・働きやすい職場づくりの推進 : <https://sustainability.ono.co.jp/ja/themes/104#935>

[原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮]

当社は、企業年金の積立金の運用が、受益者の安定的な資産形成に加えて当社の財政状況にも影響を与えることを踏まえ、人事、経理、法務部門の責任者等を主な委員とする「企業年金資産運用委員会」を組織し、年金資産の運用状況のモニタリングをはじめ、運用機関の総合的な評価を定期的実施しています。また、必要に応じて年金資産の構成割合を見直すなど、企業年金の運用の適正化を図っています。

[原則3-1情報開示の充実]

(1) 当社グループは、「病氣と苦痛に対する人間の闘いのために」との企業理念のもと、真に患者さんのためになる革新的な新薬の創製を目指しています。そして、新薬開発型医薬品企業として持続的な発展を実現するために、その根幹となる創薬の方針と課題を定めています。目下の課題は、「製品価値最大化～患者本位の視点で～」'パイプライン強化とグローバル開発の加速」「欧米自販の実現」「事業ドメインの拡大」であり、これらの課題を達成するために成長戦略を定めて事業活動に取り組んでいます。さらに、成長戦略を支える経営基盤であるデジタル・IT基盤、人材、企業ブランド等の無形資産の拡充に努めています。

(2) 「コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針」につきましては、本報告書の「1.1 基本的な考え方」に記載していますので、そちらをご参照ください。

(3) 取締役・監査役の報酬等につきましては、II.1 [取締役報酬関係]に記載していますので、そちらをご参照ください。

(4) 経営陣幹部の選解任や取締役・監査役候補者の選定については、社外取締役が過半数を占めるとともに、議長を社外取締役とする「役員人事案検討会議」での審議を経た上で取締役会に諮り、決議することとしています。

(5) 当社は、株主総会参考書類に個人別の略歴等を記載することにより、取締役・監査役候補者の選任・指名についての説明を行っています。また、取締役・監査役の解任に関する議案を株主総会に上程する場合は、株主総会参考書類に解任の理由を記載いたします。経営陣幹部の選解任につき、特段の事情がある場合は、その都度情報開示する方針です。

[補充原則3-1-3 サステナビリティについての取組み等]

< サステナビリティについての取組み >

当社のサステナビリティの考え方や方針、取組みについては、当社ウェブサイトにて情報開示を行っています。

・サステナビリティ : <https://sustainability.ono.co.jp/ja>

・コーポレートレポート(統合報告書) : https://www.ono.co.jp/ir/library/integrated_report.html

< 人的資本への投資 >

当社は、「人材育成」を重要な経営課題の一つとしており、社員一人ひとりが常にチャレンジし自律できるよう、成長の機会を提供し、「グローバル スペシャルティ ファーマ」への飛躍の源泉となりうる戦略的な人材育成を行っています。その取組みについては、当社ウェブサイトにて情報開示を行っています。

・人材の育成 : <https://sustainability.ono.co.jp/ja/themes/103#931>

・ESGデータ集(社会データ) : <https://sustainability.ono.co.jp/ja/themes/113#991>

< 知的財産への投資 >

当社は、研究開発型医薬品企業として、独創的かつ画期的な新薬の創製を目指すとともに、開発パイプラインの拡充を実現するため、積極的な研究開発投資を行っています。

当社の経営戦略および成長のための戦略投資に関する方針は、当社ウェブサイトにて情報開示を行っています。

・経営戦略 : <https://www.ono.co.jp/company/strategy.html>

< 気候変動に係るリスク及び収益機会が自社の事業活動や収益等に与える影響について >

当社は2019年10月に「気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)」の提言への賛同を表明しました。

TCFD提言に基づく情報開示は、当社ウェブサイトにて行っています。

・気候変動関連の情報開示(TCFD提言に基づく開示) : <https://sustainability.ono.co.jp/ja/themes/121>

[補充原則4-1-1 取締役会の役割・責務]

取締役会では、法令または定款で定められた事項の他、取締役会規則で定めた事項について審議しています。取締役会における審議事項のうち、重要な業務執行案件については、内部統制システムの基本方針に基づき運営されている経営会議等における検討状況および検討結果を踏まえ、意思決定を行っています。

[原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質]

独立社外取締役の候補者は、会社法上の要件や東京証券取引所の独立役員基準を満たすことを前提に、会社経営に関して高い見識を備えた人物を選定する方針です。また、候補者の選定にあたっては、社外取締役が過半数を占めるとともに、議長を社外取締役とする「役員人事案検討会議」において、独立性や人選の妥当性を個別に審議しています。

[補充原則4-10-1 独立した指名委員会・報酬委員会の設置による独立社外取締役の適切な関与・助言]

当社では、取締役・監査役候補指名および取締役等の報酬決定の透明性・客観性を確保するため、社外取締役が過半数を占めるとともに、議長を社外取締役とする「役員人事案検討会議」および「役員報酬案検討会議」を設置しています。これにより、経営陣幹部・取締役の人事・報酬等といった特に重要な事項について、独立社外取締役の適切な関与・助言を得ることとしています。なお、役員人事案検討会議および役員報酬案検討会議の概要は、本報告書の1[取締役関係]に記載していますので、そちらをご参照ください。

【補充原則4-11-1 取締役会全体のバランス、多様性および規模】

当社では、内部統制システムの整備状況等を踏まえ、経営の透明性や監督機能の強化および迅速な意思決定に基づく事業遂行を実現していく上で適切な規模の取締役会を目指しており、現在8名の取締役が就任しています。また、研究開発型医薬品企業という事業特性を踏まえつつ、当社の置かれた経営環境において、専門的かつ総合的な経営判断を取締役会全体として行うことができるよう、性別・人種・民族・国籍・文化的背景等を問わず、知識・経験・能力のバランスを考慮して取締役候補者を選定しています。また、取締役会に出席義務のある取締役と監査役について、それぞれに期待される役割・機能を考慮しながら、取締役会全体として必要な知識・経験・能力等を備えていることをスキル・マトリックス等により確認しており、その内容は当社ウェブサイト等で開示しています。なお、取締役・監査役候補者の指名にあたっては、社外取締役が過半数を占めるとともに、議長を社外取締役とする「役員人事案検討会議」（他社での経営経験者2名を含む）での審議を経て、取締役会で決定しています。

・2021年度コーポレートレポート(P. 66) : https://www.ono.co.jp/sites/default/files/ja/ir/library/integrated_report/2021_59-74.pdf

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役・監査役の重要な兼職の状況は、招集通知や有価証券報告書等において毎年開示しています。また、社外取締役・社外監査役の候補者選定にあたっては、取締役会・監査役会への出席をはじめ、当社の取締役・監査役としてその役割・責務を適切に果たしていただけるかどうかという観点から判断しています。

そのため、特に非常勤の社外役員候補者に対しては、取締役会および監査役会(社外監査役のみ)への出席率が75%以上確保できることを事前に確認しています。また、社外取締役(候補者)に対しては、「役員人事案検討会議」および「役員報酬案検討会議」の構成員として、各会議に原則100%出席していただくことを前提としています。なお、当社以外の社外役員等の兼職(上場企業等の役員就任)については、当社役員としての職務に専念できる時間を考慮して、原則4社以内としています。

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性評価】

当社は、取締役会全体の実効性を高めることを目的に、取締役会の構成、運営状況等について、毎年1回自己評価を実施することとしています。

2022年に実施した取締役会全体の実効性の分析・評価結果の概要は、以下のとおりです。

(1) 評価の方法

取締役会において評価の趣旨等を説明の上、全取締役および全監査役を対象に記名式アンケートと個別インタビューを実施いたしました。そして、そこで得られた回答・意見等をもとに、取締役会において、現状における取締役会の実効性に関する分析および自己評価を行い、今後の課題等についても議論いたしました。

(アンケートおよびインタビューの主な内容)

- ・取締役会の規模・構成
- ・取締役会の運営
- ・取締役会の役割・責務

(2) 分析および評価結果の概要

- ・取締役会は、経営上重要な意思決定を迅速・的確に行うとともに、業務執行に対する監督が適切に行われる体制が確保されている。
- ・経営環境や会社の状況を踏まえ、取締役会の審議事項等を見直すなど、取締役会の運営改善が継続的に行われている。
- ・社外を含めた取締役および監査役は、企業理念や経営課題を共有した上で、それぞれの見地から自由に意見を述べている。

以上より、当社取締役会の実効性は確保されていると評価する。

(3) 実効性向上に向けた取り組み

会社を取り巻く環境が大きく変化するなか、当社取締役会は中長期的な視点に立ち、経営の方向性にかかわる議論を充実させることで、取締役会の実効性のさらなる向上を図ってまいります。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社では、社外役員を含め、取締役および監査役に期待される役割と責務を全うできると考える者を候補者として選定しています。その上で、社内出身の新役員は、取締役および監査役の役割および責務について理解を深めるために外部セミナーを受講しています。一方、社外取締役・社外監査役に対しては、各役員の背景を踏まえながら、当社の事業や業界動向等の理解を深めるための研修等を実施しています。また、就任後、各取締役・監査役が個別に必要とする研修については、研修機会等の提供や斡旋を行い、その費用を負担しています。

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主との建設的な対話を行い、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しています。

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針は以下のとおりです。

- (1) 株主・投資家との対話全般については、社長直轄部署であるコーポレートコミュニケーション統括部(広報部)が主管しています。
- (2) 株主との対話において把握した意見等は、必要に応じて適切に役員および関係部署へフィードバックし、情報の共有・活用を図っています。
- (3) 株主・投資家との対話を適切に行うため、コーポレートコミュニケーション統括部は経営企画、経理、人事、総務部門等と情報交換を行うなど、連携体制を構築しています。
- (4) 株主からの対話申し込みに対しては、株主の希望、対話の目的等を確認し、適切な対応者が対話することとしています。
- (5) 個別面談以外の対話の手段としては、年4回の決算発表後にアナリスト・投資家向けに決算説明会を行うとともに、年1回のR&D説明会を行っています。また、証券会社主催の個人投資家向けの説明会を積極的に行っていきます。
- (6) 当社では、インサイダー取引防止規程に基づき、インサイダー情報の管理の徹底を図っています。また、株主との対話では、情報開示の方針に基づき分かりやすく公平かつ正確な情報開示を行うよう努めています。なお、決算発表前には沈黙期間を設け、投資家との対話を制限しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

20%以上30%未満

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	76,107,500	15.58
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	26,807,400	5.48
ステートストリートバンク アンドトラストカンパニー 505001	21,645,246	4.43
明治安田生命保険相互会社	18,594,305	3.80
公益財団法人小野奨学会	16,428,820	3.36
株式会社鶴鳴荘	16,161,915	3.30
株式会社三菱UFJ銀行	8,640,740	1.76
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	7,979,775	1.63
ステートストリートバンク ウェストクライアントトリーティー 505234	7,806,231	1.59
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	7,086,266	1.45

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明

(注)

1. 上記の所有株式数の他に、当社が保有する自己株式が40,031千株(7.57%)あります。
 2. ブラックロック・ジャパン株式会社ならびにその共同保有者であるブラックロック(ネザerland)BV(BlackRock (Netherlands) BV)、ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド(BlackRock Fund Managers Limited)、ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)、ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisors)、ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ・(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)およびブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)から、2022年6月6日付で大量保有報告書の提出があり(報告義務発生日:2022年5月31日)、次のとおり株式を所有している旨報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」では考慮していません。

ブラックロック・ジャパン株式会社(7,192千株;1.39%)

ブラックロック(ネザerland)BV(BlackRock (Netherlands) BV)(1,325千株;0.26%)

ブラックロック・ファンド・マネジャーズ・リミテッド(BlackRock Fund Managers Limited)(1,248千株;0.24%)

ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド(BlackRock Asset Management Ireland Limited)(2,348千株;0.45%)

ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ(BlackRock Fund Advisors)(8,594千株;1.66%)

ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ・エイ・(BlackRock Institutional Trust Company, N.A.)(5,962千株;1.15%)

ブラックロック・インベストメント・マネジメント(ユーケー)リミテッド(BlackRock Investment Management (UK) Limited)(723千株;0.14%)

3. 三井住友信託銀行株式会社ならびにその共同保有者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社および日興アセットマネジメント株式会社から、2021年12月21日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり(報告義務発生日:2021年12月15日)、次のとおり株式を所有している旨報告を受けていますが、当社として三井住友信託銀行株式会社以外の三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社および日興アセットマネジメント株式会社について、当該事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」では考慮していません。

三井住友信託銀行株式会社(3,500千株;0.66%)

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(18,917千株;3.58%)

日興アセットマネジメント株式会社(9,759千株;1.85%)

4. ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーならびにその共同保有者であるウェリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッドおよびウェリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッドから、2021年8月19日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり(報告義務発生日:2021年8月13日)、次のとおり株式を所有している旨報告を受けていますが、当社として当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」では考慮していません。

ウェリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピー(34,554千株;6.54%)

ウェリントン・マネージメント・ジャパン・ピーティーイー・リミテッド(2,176千株;0.41%)

ウェリントン・マネージメント・インターナショナル・リミテッド(保有なし)

5. 株式会社三菱UFJ銀行ならびにその共同保有者である三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社から、2021年6月21日付で大量保有報告書の変更報告書の提出があり(報告義務発生日:2021年6月14日)、次のとおり株式を所有している旨報告を受けていますが、当社として株式会社三菱UFJ銀行以外の三菱UFJ信託銀行株式会社、三菱UFJ国際投信株式会社および三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社について、当事業年度末現在における当該法人名義の実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」では考慮していません。

株式会社三菱UFJ銀行(8,640千株;1.64%)

三菱UFJ信託銀行株式会社(21,156千株;4.00%)

三菱UFJ国際投信株式会社(3,887千株;0.74%)

三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社(1,527千株;0.29%)

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
野村雅男			野村雅男氏は、岩谷産業株式会社の顧問であり、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、2018年に当社社外取締役に就任以来、独立した立場から経営全般への助言・提言を行い、業務執行を適切に監督するなど、社外取締役として期待される役割を十分に果たしています。同氏の経験、見識およびこれまでの職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役の職責を適切に果たすことができると判断しています。 また、東京証券取引所が定める独立役員の要件をすべて満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
奥野明子			奥野明子氏は、甲南大学経営学部教授であり、経営学を専門とする大学教授としての高度な学術知識を有しており、2020年に当社社外取締役に就任以来、独立した立場から女性の労働や人事評価制度等の専門領域における知見に基づく助言・提言を行い、業務執行を適切に監督するなど、社外取締役として期待される役割を十分に果たしています。同氏の経営学の研究を通じて培った専門知識やこれまでの職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役の職責を適切に果たすことができると判断しています。 また、東京証券取引所が定める独立役員の要件をすべて満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
長榮周作			長榮周作氏は、パナソニックホールディングス株式会社の特別顧問であり、長年にわたる企業経営者としての豊富な経験と高い見識を有しており、2021年に当社社外取締役に就任以来、独立した立場から経営全般への助言・提言を行い、業務執行を適切に監督するなど、社外取締役として期待される役割を十分に果たしています。同氏の経験、見識およびこれまでの職務実績を踏まえ、引き続き社外取締役の職責を適切に果たすことができると判断しています。 また、東京証券取引所が定める独立役員の要件をすべて満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	役員人事案検討会議	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	役員報酬案検討会議	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

当社では、経営陣幹部・取締役の指名・報酬等に係る独立性、客観性を確保するため、社外取締役が過半数を占める「役員人事案検討会議」および「役員報酬案検討会議」を設置しています。なお、2022年1月より両会議の議長は社外取締役が務めています。

【役員人事案検討会議】

・議長および構成

(議長)社外取締役 野村雅男、社外取締役 奥野明子、社外取締役 長榮周作、取締役社長 相良暁、取締役専務執行役員 辻中聡浩

・活動状況

2021年度は5回開催され、取締役・監査役候補者および経営陣幹部の指名、最高経営責任者(社長・CEO)や経営陣の後継者計画等について審議しました。

【役員報酬案検討会議】

・議長および構成

(議長)社外取締役 野村雅男、社外取締役 奥野明子、社外取締役 長榮周作、取締役社長 相良暁

・活動状況

2021年度は5回開催され、個々の取締役の報酬等の額および算定方法ならびに役員報酬制度の妥当性及今後のあり方(取締役の報酬制度の見直しを含む)等について審議しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	員数の上限を定めていない
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、会計監査人から定期的または必要に応じて臨時に会計監査計画や監査結果などについて説明・報告を受けるとともに、相互に情報交換や意見交換などを行い、監査が有効かつ効率的なものとなるよう連携に努めています。

また、監査役は、取締役の職務執行状況を監査するにあたり、内部監査部門(業務監査部)から定期的に内部監査の経過および結果について報告を受けるとともに、相互に情報交換や意見交換を行うなど連携に努めています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
菱山泰男	弁護士													
田辺彰子	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
菱山泰男			菱山泰男氏は、田辺総合法律事務所のパートナー弁護士であり、法律の専門家として専門的かつ客観的な立場で取締役の職務執行を監査することが期待できます。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件をすべて満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。
田辺彰子			田辺彰子氏は、田辺彰子公認会計士事務所の代表であり、企業会計の専門家(公認会計士)として専門的かつ客観的な立場で取締役の職務執行を監査することが期待できます。また、東京証券取引所が定める独立役員の要件をすべて満たしていることから、一般株主との間に利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員に指定しています。

【独立役員関係】

独立役員の数	5名
--------	----

その他独立役員に関する事項

当社では、独立役員の資格を充たす社外役員をすべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明 **更新**

業績連動報酬として、取締役(社外取締役を除く)に対して賞与および業績連動型譲渡制限付株式報酬を支給・交付することとしています。賞与は取締役の業績目標に対する意識を高めるため、事業年度ごとの業績指標への達成度を反映させることを基本にしています。また、中長期的な企業価値向上に向けた年度単位の活動実績を評価するため、中期的な経営課題に紐づけた定性的な評価指標も用いています。

賞与の業績指標には、連結の売上収益、営業利益、当期利益を採用しています。賞与の額は、役職ごとに設定した基準額に対して、業績指標の目標数値の達成度を反映させた上で、中期的な経営課題に対する個人別の取り組み状況等を加味して算定しています。

一方、業績連動型譲渡制限付株式報酬は、取締役が株主の皆様と同じ目線で中長期的な企業価値の向上を図る動機づけとして機能させるため、中長期的な経営戦略・経営課題と紐づけて事業年度単位で個人別に設定する業績目標(戦略目標)、事業年度ごとの業績目標(財務目標)およびESGに関する外部評価等の状況(非財務目標)を評価指標に設定し、各事業年度の目標に対する達成度を総合することで全体の業績評価とし、交付株式数に反映させることとしています。

業績連動型譲渡制限付株式報酬の業績指標について、戦略目標は当社が中長期的な経営戦略・経営課題として掲げる「製品価値最大化」「パイプライン強化とグローバル開発の加速」「欧米自販の実現」「事業ドメインの拡大」「成長戦略を支える経営基盤(無形資産の拡充)」「デジタル・ITによる企業変革」の各項目と各取締役の担当との関連性を踏まえて、個人別に設定しています。財務目標には、連結の売上収益、営業利益を採用しています。非財務目標には、主要なESG指数への採用状況(2022年度は、Dow Jones Sustainability Indices(DJSI)、FTSE Russell、MSCI、CDPが開発した指数などを採用)とマテリアリティに対する取り組み目標を設定しています。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2021年度に係る取締役および監査役の報酬等の額は以下のとおりです。

取締役(社外取締役を除く)6名 379百万円(基本報酬: 208百万円、賞与: 130百万円、株式報酬型ストックオプション: 41百万円)

社外取締役4名 50百万円

監査役(社外監査役を除く)3名 59百万円

社外監査役2名 26百万円

(注)

- 金額は百万円未満を四捨五入しています。
- 上記の賞与の額は、当期に係る役員賞与引当金繰入額を記載しています。
- 上記の株式報酬型ストックオプションの額は、ストックオプションとして割り当てた新株予約権に関する報酬等のうち当事業年度に費用計上した額を含んでいます。
- 取締役(社外取締役を除く)の報酬等の総額には、使用人分給与は含んでおりません。
- 当事業年度末日時点における在籍人員は、取締役(社外取締役を除く)5名、社外取締役3名および監査役(社外監査役を除く)2名であります。上記報酬額には、2021年6月17日付をもって退任した取締役(社外取締役を除く)1名、社外取締役1名および監査役(社外監査役を除く)1名をそれぞれ含んでいます。
- 報酬等の総額が1億円以上である者については、有価証券報告書にて個別開示をしています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員報酬等の額または算定方法の決定に関する方針の内容の概要

(基本方針)

・当社取締役が、研究開発型医薬品企業として持続的な成長の実現に努め、株主の皆様と利益意識を共有して企業価値の向上を図ることができるよう、取締役(社外取締役を除く)の報酬等は中長期的な展望を持って挑戦を続けることを奨励するとともに、業績目標に対する意識を高め、企業価値向上への貢献を促すことができる内容とする。

・取締役(社外取締役を除く)の報酬等は、固定報酬である「基本報酬」、短期インセンティブとしての「業績連動報酬等(賞与)」および中長期インセンティブとしての「非金銭報酬等(株式報酬)」により構成し、社外取締役および監査役については、その職責を考慮し、固定報酬である「基本報酬」のみとする。

(報酬水準)

・取締役および監査役の報酬等は、優秀な人材を確保するにふさわしい報酬水準であることを前提に、事業規模、職責、経営戦略等を勘案し、外部専門機関の経営者報酬データベースも参考にして適切な水準となるように設定する。

(基本報酬)

・基本報酬は月次の固定報酬とする。

(業績連動報酬等(賞与))

・業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績指標の目標数値の達成度を反映させることを基本に、企業価値向上に対する個人別の貢献度、事業環境の変化等を査定・評価した上で額を算定し、賞与として、毎事業年度終了後に一括支給する。

・業績指標は、基本方針を踏まえて、その内容を決定する。

(非金銭報酬等(勤務継続型譲渡制限付株式報酬および業績連動型譲渡制限付株式報酬))

・非金銭報酬等は、株主の皆様と同じ目線で中長期的な企業価値の向上を図る動機づけとして、退任後に一括して譲渡制限を解除する譲渡制限付株式を交付する。

・譲渡制限付株式報酬は、意思決定に対する責任の大きさに応じて交付株式数を算定する「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」と、中長期的な経営戦略・経営課題と紐づけて事業年度単位で設定する業績目標(ESG目標を含む)の達成度と事業年度ごとの業績指標の目標数値の達成度を踏まえて交付株式数を算定する「業績連動型譲渡制限付株式報酬」により構成する。

・勤務継続型譲渡制限付株式報酬は定時株主総会終了後に交付し(事前交付)、業績連動型譲渡制限付株式報酬は業績評価期間(1事業年度)終了後の業績評価結果に基づき、定時株主総会終了後に交付する(事後交付)。

・業績連動型譲渡制限付株式報酬の交付対象者が任期満了により取締役を退任する場合など、譲渡制限付株式を交付することが適当でないときは、株式の交付に代えて金銭で支給(精算)する。

(報酬構成の割合)

・取締役(社外取締役を除く)の報酬構成の割合は、当社の事業特性やその時々々の経営課題、事業環境を踏まえて妥当性を判断する。

・業績連動報酬等(目標達成時)および非金銭報酬等は、その目標に鑑み、代表取締役・CEOは、他の取締役より報酬全体に占める比率を高める構成とする。

(報酬等の決定方法)

・取締役の個人別の報酬等の額については、株主総会で承認を得た範囲内で、役員報酬案検討会議における審議を経て、取締役会に諮り決定する。

・監査役の報酬については、株主総会で承認を得た範囲内で、監査役の協議により決定する。

(マルス条項・クローバック条項)

・中長期インセンティブである譲渡制限付株式報酬について、制度運用の適正性を確保するために必要と判断した場合は、重大な不正等により、不当な株式報酬を受けた取締役に対し、公正かつ慎重な手続を経た上で株式報酬の全部または一部の没収(マルス)や譲渡制限解除後の返還(クローバック)を求めることができるようにする。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

< 社外取締役 >

取締役会の事務局であるコーポレートガバナンス室が、情報授受等の窓口となって職務のサポートをしています。

< 社外監査役 >

社外監査役に対しては、主に常勤監査役が監査役会等において適切に情報提供を行っています。また、社外監査役を含む監査役の職務の支援は監査役会事務担当者が行っています。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 0名

その他の事項

相談役・顧問等の制度はありますが、現在、代表取締役社長を退任し、相談役または顧問に就任している者はいません。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は、監査役(会)設置型の経営機構を採用しており、経営上の重要事項については取締役会で審議・決定しています。取締役会は、業務に精通した社内出身の取締役と企業経営に関する幅広い知識と高い見識を有する社外取締役(3名)で構成されており、経営の効率性、健全性、的確性の維持・向上に努めています。

そして、業務執行に関する重要事項については、取締役社長以下、各部門を担当する取締役や執行役員、関連部門の責任者等で組織する「経営会議」をはじめ、経営課題の重要性、内容に応じて担当取締役や担当執行役員等が主宰する会議において審議を行い、執行を決定するなど、相互牽制による監督機能にも配慮した適切な業務運営に努めています。なお、経営会議については、監査役の出席、議事録の閲覧等を通じた監査の対象としています。また、執行役員制度を導入し、権限移譲を図るなど、経営の効率化、意思決定の迅速化に努めています。

監査役による監査につきましては、弁護士(1名)や公認会計士(1名)の資格を有する社外監査役を含めた4名の監査役が、内部監査部門との連携等によって監査業務の効率化を図りながら、会計監査人との連携によって監査の実効性を高めるなど、経営監視機能の向上に努めています。

会計監査の状況につきましては、会計監査人に有限責任監査法人トーマツを選任し、正しい経営情報を提供するなど、公正な立場から監査が実施される環境を提供しています。なお、有限責任監査法人トーマツおよびその業務執行社員と当社との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はありません。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名 目細実氏、下井田晶代氏、村上育史氏
- ・所属する監査法人名 有限責任監査法人トーマツ
- ・監査業務に係る補助者の構成 公認会計士7名、その他13名

(取締役の報酬等の決定、取締役・監査役候補の指名)

本報告書のⅠ.1【原則3-1 情報開示の充実】(4)およびⅡ.1【取締役報酬関係】に記載していますので、そちらをご参照ください。

(責任限定契約の内容の概要)

当社は、会社法第427条第1項に基づき、各社外取締役および各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令の定める最低責任限度額とする契約を締結しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

本報告書のⅠ.1「基本的な考え方」に記載していますので、そちらをご参照ください。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、総会開催日の約3週間前に招集通知を発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	2022年の定時株主総会は、6月23日に開催しました。
電磁的方法による議決権の行使	当社は、電磁的方法による議決権の行使を採用しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	当社は、(株)ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームに参加しています。
招集通知(要約)の英文での提供	英文(簡略版)招集通知を作成し、東京証券取引所および当社ウェブサイトに掲載しています。
その他	2022年の定時株主総会の招集通知(和文・英文)は、発送日(6月1日)より前の5月26日に東京証券取引所および当社ウェブサイトに掲載しました。 株主総会決議事項の議決権行使結果(和文・英文)を当社ウェブサイトに掲載していません。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による 説明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社の情報開示の基本姿勢等を明らかにするために、「情報開示の方針」を作成し、当社ウェブサイトに掲載しています。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催の個人投資家向けの説明会を行っています。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算ごとに開催する決算説明会やカンファレンスコールのほか、個別ミーティングや電話会議を積極的に行っています。 2021年度には、前年度に引き続きESG説明会を実施しました。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	海外投資家の個別訪問等を実施しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算発表資料、株主様向け事業のご報告(冊子)、有価証券報告書、コーポレートレポート等を当社ウェブサイトに掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	社長直轄部署であるコーポレートコミュニケーション統括部(広報部)にIR機能を持たせています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内規程(小野薬品コンプライアンスプログラムポリシー)にステークホルダーの立場の尊重について規定しています。
環境保全活動、CSR活動等の実施	フジヤマ工場においては、環境マネジメントシステムの国際標準規格であるISO14001の認証を取得しています。 アニュアルレポートとCSR報告書を統合した「コーポレートレポート」を作成し、当社ウェブサイトに掲載しています。 気候変動など環境分野に取り組む国際的な非営利団体CDPから、気候変動と水セキュリティ分野における最高評価「CDP2021気候変動Aリスト」(4年連続の選定)および「CDP2021水セキュリティAリスト」(初選定)に選定されました。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	社内規程(小野薬品コンプライアンスプログラムポリシー)にステークホルダーに対する情報提供に係る方針等を規定しています。
その他	当社における女性役員は、社外取締役1名および社外監査役1名(会社役員に占める女性役員の比率16.7%)です。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

内部統制システムに関する基本的な考え方およびその整備状況

当社は、会社法および会社法施行規則に基づき、以下に示す当社の業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制」という)の整備に取り組んでいます。

- 取締役・使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
 - 全社的なコンプライアンス体制を整備、確立するために「コンプライアンス・プログラム規程」を制定する。
 - コンプライアンス体制を推進するために、コンプライアンス担当役員を任命し、コンプライアンス委員会を組織する。コンプライアンス上の重要な問題は、コンプライアンス委員会において審議し、その結果を取締役に報告する。
 - 取締役および従業員等がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかにコンプライアンス委員会に報告する体制を構築する。
 - コンプライアンス上の問題の未然防止、早期是正のために、社内および社外(弁護士事務所等)にコンプライアンス相談窓口を設置する。
 - (3)または(4)により報告・相談された事項については、内部監査部門等が調査した上、コンプライアンス委員会で審議する。コンプライアンス委員会は、再発防止策を協議・決定するとともに、全社的に再発防止策を実施する。
- 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項
取締役の職務の執行に係る情報については、担当取締役が法令および社内規程に基づき文書を作成し、保存および管理を行う。
- 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - コンプライアンス、製品の品質・安全性、安全衛生、環境、災害および情報セキュリティ等に係るリスク管理については、それぞれ社内規則に基づき関連部署にて手順書の作成・配布、研修等を行うことにより対応する。
 - 経営に著しく影響を与えると判断されるリスクあるいは組織横断的なリスクについては、取締役社長以下、担当取締役、各部門の責任者等で構成する会議においてリスク状況の監視および対応を行う。不測の事態が発生した場合には、必要に応じて取締役社長が関係者を招集し、速やかに問題の解決に当たる。
 - 各部門固有のリスク対応については、各部門が必要に応じて対応手順書の整備などを行う。
- 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - 当社は、取締役会を原則毎月1回定例に、また、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務執行状況の監督等を行う。
 - 取締役会の効率化を図るため、取締役社長以下、各部門を担当する取締役、関連部門の責任者等を構成員とする経営会議等において、経営戦略や喫緊の経営課題、重要な業務執行に係る問題、全社的な業務執行に係る問題、各部門からの重要な報告事項について検討・審議し、必要に応じて取締役会に検討結果を具申・上程する。
- 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - 当社企業グループの経営を管理する部署を設け、関連部署と協力しながら子会社管理を行う。子会社に対しては、定期的に業務報告を求めるとともに、当社からの役員派遣や日常的な取引等を通じて子会社の取締役の職務執行状況を把握する。
 - 子会社の法令遵守体制・リスク管理体制全般については、必要に応じて当社が助言・指導を行う。子会社の存続に係るようなリスク、当社に著しい損失を及ぼすおそれのある子会社のリスクについては、当社が関与して対策を検討する。
 - 当社の子会社の職務執行体制は、各社の事業内容、事業規模あるいは当社事業との係り等を勘案しながら、機動的な業務執行が行われるよう整備する。
 - 子会社のコンプライアンス推進体制については、子会社管理の一環として、各社の事業内容、事業規模、事業環境等に応じて適切に体制を整備するよう助言・指導するとともに、定期的に運用状況の報告を求める。
- 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - 監査業務については内部監査部門が連携・協力するとともに、監査役を補助する監査役会事務担当者を置く。監査役から要請があったときは、監査役を補助する専任かつ取締役から独立した従業員を配置する。
 - 監査役を補助すべき従業員を配置した場合、その者の人事は監査役から事前に意見を聴取し、独立性を確保するなど、監査役の職務の執行に支障をきたすことのないよう配慮する。
- 当社の取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
 - 取締役社長は、監査役と協議の上、次に定める事項を監査役に報告する体制を整備する。
 - 経営会議で決議された事項
 - 当社企業グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項
 - 毎月の経営状況として重要な事項
 - 内部監査状況およびリスク管理に関する重要な事項
 - 当社および子会社の重大な法令・定款違反
 - コンプライアンス相談窓口への通報状況および内容
 - その他コンプライアンス上重要な事項
 - 従業員は、子会社に役員として派遣されている場合または子会社に出向している場合も含め、前項bおよびeに関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接通報することができるものとする。
 - 取締役社長は、監査役による子会社監査に協力する。
 - 当社および子会社の役員・従業員が、コンプライアンス相談窓口を利用したことや監査役に対して直接通報したことを理由に不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。
- その他監査役による監査が実効的に行われることを確保するための体制
 - 監査役と取締役社長、担当取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。
 - 監査役による職務の執行に必要な費用は、年間予算を確保するとともに、別途必要となった場合は、監査役の請求に基づき適切に処理する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、事業活動のあらゆる場面において法の精神を尊重し、法令を遵守するとともに、社会規範や常識に基づいて行動するよう努めています。また、社会秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体に対しては、断固対決する姿勢で臨んでいます。

反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社では、「コンプライアンス・プログラム規程」に基づき、全社的なコンプライアンス体制の整備、確立を図っています。役員・社員の具体的な行動指針については、「小野薬品コンプライアンスプログラムポリシー」によって示す一方、問題の未然防止、早期是正等を目的にコンプライアンス相談窓口（社外窓口：法律事務所と専門会社）の設置も行っています。

また、反社会的勢力に断固とした姿勢で臨み一切の関係を遮断するため、本社において、警察、暴力追放運動推進センター等、反社会的勢力の排除を目指す機関との連携を密にし、情報提供、指導を受けるとともに、そこで得られた有用な情報等は適宜社内ホームページ等により全社に周知し、被害（反社会的勢力の事業への関与等）の未然防止に努めています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

なし

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

適時開示体制の概要

(1) 経営者の姿勢・方針の周知等

当社は、行動規範において、「わたしたちは、透明性の高い経営を目指すとともに事業活動に関する情報を積極的に開示します」と定めています。

会社情報の開示に対する基本姿勢として、株主様はもとより広く社会に向かって会社の情報を適正に開示し透明性を確保することは企業の責務であり、正しい社会の判断を仰ぐうえにおいても重要であり、企業情報の積極的な開示に努めています。また、その実践の指針として「小野薬品コンプライアンスプログラムポリシー」を定め、開示業務の運用における有効性を確保しています。

(2) 開示担当部署の整備

広報部と経理部が適時開示業務を担当しています。資料投函、記者会見、当社ウェブサイトへの掲載など、様々な媒体を通じて株主様・投資家様などに対し公平な情報開示を行っています。また、開示しました情報は社内ポータルサイトにも掲載し、社内での周知徹底を図っています。

(3) 適時開示体制・手続の整備

適時開示体制の整備にあたっては、当社の規模、自社の特性やリスクを考慮し以下の体制としています。

a 決定事実

重要情報については、取締役会およびこれに次ぐ決議機関である経営会議等において開示の要否を審議・決議され、代表取締役への確認・承認後に、広報部より迅速かつ公正に情報開示を行います。

各部門	取締役会・経営会議等	広報部	情報開示
	(付議)	(審議・決議)	
		(確認)	(承認)

代表取締役

b 発生事実

開示に急を要する情報ならびに会社が任意で開示する情報については、関係部署と広報部が連携し、収集された情報に関して開示の要否を検討し、代表取締役の承認を得た上で、適時適切に開示を行います。この様な開示に急を要する情報ならびに会社が任意で開示する情報については、後日、取締役全員に報告されます。

各部門	広報部	情報開示
	(連携・検討)	
	(報告)	(承認)

代表取締役

c 決算情報

証券取引所における適時開示規則により開示が求められる決算情報の開示は広報部が担当しており、取締役会で審議・決議され代表取締役による承認後に情報開示します。また、金融商品取引法に基づく法定開示は経理部が担当し、代表取締役による承認後に情報開示します。

